令和 6 年度

令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 3 月 3 1 日

事業計画書 収入支出予算書

公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会

公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会 令和6年度 事業計画書

1. 基本方針

基金協会は、国営那珂川沿岸農業水利事業及び関連かんがい排水事業等を推進するとともに、魅力ある 農業の展開を図るため、営農改善の施策と活動を推進する。併せて、積立金を運用することにより事業費 にかかる農家負担の軽減対策を行うとともに、管理母体となる土地改良区の育成等に努める。

2. 実施計画

- (1) 営農改善の施策活動推進事業について
 - ① 地域農業用水確保のための推進活動

那珂川沿岸地域の用水営農の実現に向け、那珂川沿岸農業水利事業に対する意欲高揚を図るため、那珂川沿岸地域用水営農推進講演会を開催するとともに、畑地かんがい営農の推進を図るためのPR活動を行う。

② 畑地かんがいを活用した産地育成のための推進活動

管内市町村における産地化推進のため、営農先進優良地区等の視察研修、畑地かんがい技術の取得に繋がる現地研修会を実施する。また、ホームページ等を活用した広報を推進する。

③ 畑地かんがい営農モデル実証圃

那珂川沿岸地域において畑地かんがいを活用することにより、安全・安心で高品質な農産物を消費者に安定的に供給するため、畑地かんがい効果のPRを積極的に行う必要があることから、公募型の畑地かんがい営農モデル実証圃を設け、畑地かんがい効果検証の基礎資料収集を行う。

(2) 土地改良事業推進対策事業について

那珂川沿岸農業水利事業の推進を図るため、「那珂川沿岸農業水利事業推進協議会」に対して推進費の助成を行う。

- ・国営事業の早期完成のための推進活動
- ・国営関連のかんがい排水事業、基盤整備事業等に対する推進活動
- (3) 管理母体の強化育成対策事業について

施設の管理母体である「那珂川沿岸土地改良区」の育成強化を図るため、その管理運営費を助成する。

(4) 対策資金の造成及び管理について

事業費の農家負担軽減対策として、令和6年度の計画積立額89,104,000円(※)により安全かつ 有利な債券を購入し、前年度までに購入した債券と合わせて適正な資金管理を行う。

※ 市町村負担率協議書(平成21年1月30日付締結)の債務負担年次表における計画積立額

公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会 令和6年度 収入支出予算書

(単位:円)

					(+\mu \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
区 分		R6予算額	R5予算額		増 △減
収入合計 (a)	172, 134, 183	222, 044, 061	Δ	49, 909, 878
支出合計 (b)	172, 134, 183	222, 044, 061	Δ	49, 909, 878
収支差額(b-a)	0	0		0

収入支出予算明細書(別添資料)

収入支出予算明細書

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月31日まで

(単位:円)

科目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増△減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	11, 052, 400	12, 041, 800	△ 989, 400	
1 基本財産利息収入	11, 052, 400	12, 041, 800	△ 989, 400	基本財産6億円の利息収入
②負担金収入	100, 174, 000	87, 070, 000	13, 104, 000	
1 推進負担金収入	11, 070, 000	11, 070, 000		推進負担金 10,820千円 畑かん営農推進対策整備負担金 250千円
2 積立負担金収入	89, 104, 000	76, 000, 000	13, 104, 000	国営事業費積立負担金
③補助金等収入	8, 021, 000	7, 926, 000	95, 000	
1 団体補助金収入	7, 031, 000	6, 936, 000	95, 000	県補助金 (那珂川沿岸土地改良事業総合推進対策費)
2 畑かん営農用水実証業務	990, 000	990, 000	0	国実証業務請負費(畑かん営農用水実証業務)
④特定資産運用収入	29, 330, 300	89, 601, 300	△ 60, 271, 000	
1 国営事業積立金運用収入	29, 330, 000	89, 601, 000	△ 60, 271, 000	国営事業費積立金の利息収入
2 退職給付積立金利息収入	300	300	0	退職給付積立金の利息収入
⑤雑収入	24, 179	19, 955	4, 224	
1 雑収入	24, 179	19, 955	4, 224	普通預金利子等
事業活動収入計(A)	148, 601, 879	196, 659, 055	△ 48, 057, 176	
前期繰越収支差額(B)	23, 532, 304	25, 385, 006	△ 1,852,702	
収入合計 (A+B)=(C)	172, 134, 183	222, 044, 061	△ 49, 909, 878	
2. 事業活動支出	F1 000 000		14 100 000	(千円)
①事業費支出	51, 989, 300			営農推進 150 150 0
1 営農推進対策費	1, 890, 000	1, 890, 000	0	対策事業 130 130 0
2 推進協議会推進交付金	13, 000, 000	12, 000, 000	1, 000, 000	基幹水利施設管理事業の同意取得経費 1,100万円含む(推進協経由→市町村)
3 土地改良区育成交付金	11, 600, 000	11, 600, 000	0	1,100万日台の(16年勝胜由一川町刊)
4 土地改良事業農家負担軽減交付金	25, 499, 300	12, 300, 000		県営及び団体営かん排事業費農家負担分 那珂川沿岸土地改良区への交付金

	1		1	(単位:円)
科目	予 算 額	前 年 度 第 額	増 △減	備考
②管理費支出	19, 520, 000	19, 370, 000	150, 000	
1 報酬	6, 430, 000	6, 380, 000	50, 000	常勤役員※
2 給料	4, 200, 000	4, 100, 000	100, 000	職員
3 職員手当	3, 420, 000	3, 420, 000	0	職員
4 共済金	2, 330, 000	2, 330, 000	0	役・職員健康保険料,厚生年金保険料,労働保険料等
5 賃金	1, 400, 000	1, 400, 000	0	臨時職員等
6 報償費	500,000	500, 000	0	公認会計士報酬等
7 役員会議費	30,000	30, 000	0	
8 評議員会議費	30,000	30, 000	0	
9 その他の会議費	10,000	10, 000	0	
10 旅費	60,000	60, 000	0	
11 役務費	120, 000	120, 000	0	通信運搬費等
12 備品購入費	220, 000	220, 000	0	
13 需用費	600, 000	600, 000	0	印刷製本費・消耗品費・光熱水費等
14 賃借料	160, 000	160, 000	0	事務所借地代
15 雑費	10,000	10, 000	0	
③特定資産積立	93, 535, 000	153, 901, 300	△ 60, 366, 300	
1 国営事業積立金積立	92, 934, 700	153, 301, 000	△ 60, 366, 300	国営事業費積立負担金収入及び利息
				収入 ②-2 積立負担金 89,104,000
				収入 ④-1 積立金利息 + 29,330,000
				<u>支出 ①-4 改良区交付 - 25, 499, 300</u> 計 92, 934, 700
2 退職給付積立金積立	600, 300	600, 300	0	" ,
④雑支出	20,000	20,000		
1 雑支出	20,000	20, 000		
事業活動支出計(D)	165, 064, 300		△ 46, 017, 000	
事業活動収支差額(C-D)=(H)	7, 069, 883		△ 3,892,878	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計(I)	0	0	0	
2. 投資活動支出 投資活動支出計(J)	0	0	0	
投資活動収支差額(I-J)=(K)	0	0		
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入		_	_	
財務活動収入計(L) 2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動支出計(M)	0	0	0	
財務活動収支差額(L-M)=(N)	0	0	0	
IV 予備費 (E)	7, 069, 883	10, 962, 761	△ 3,892,878	
当期収支差額(A-D+K+N-E)=(0)	△ 23, 532, 304	△ 25, 385, 006	1, 852, 702	
次期繰越収支差額(B+0)=(F)	0	0	0	
支 出 合 計 (D+E)=(G)	172, 134, 183	222, 044, 061	△ 49, 909, 878	
F	-		-	•

^{※「}評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」第4条及び「出資法人等指導実施要領」第9(1)に基づき 常勤役員の定例報酬月額は362,800円とし、期末手当は茨城県の特別職員の例によるものとする。